

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成元年秋田県規則第十二号）を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（条例第三条の家屋の範囲）

第三条 条例第三条の直接生産の用に供する家屋で規則で定めるものは、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十五項及び第二十八条の九第十六項に規定する事業の用に供する建物（当該建物のうちに直接当該事業の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。）とする。

様式第一号付表中「あん分率」を「均分率」に改める。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に、「軽減率」を「軽減率」に、「あん分率」を「均分率」に改め、同様式注2中「5%の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。